

## 令和5年度 奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」開催支援業務委託事業者 募 集 要 項

### 1. 適用

本要項は、令和5年度奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」開催支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

令和5年度奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」開催支援業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務目的

「奈良県冬季誘客イベント『大立山まつり』」は、県内各市町村等が地元の伝統行事や食等を披露し、文化を継承すると共に、郷土の誇りを醸成すること及び歴史文化の魅力を感じていただき、地域の魅力を知っていただくことで、県内各地への誘客につなげることを目的としている。

イベント名を「奈良ちとせ祝ぐ<sup>ほ</sup>ぐ<sup>ほ</sup>まつり 2024（大立山まつり）」（以下「まつり」という。）とし、奈良県各地の伝統行事の披露や、地域の特産品を使ったあたたかい食等の提供、奈良の歴史や文化の魅力に関連する企画などを集結させることで、まつりへの来訪やまつり後の県内各地への観光周遊の動機付けにつなげる。

令和5年度の開催内容については以下のとおり。

○主 催：奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会（以下「実行委員会」という。）

○開催日時：令和6年1月27日（土）10時～16時

令和6年1月28日（日）10時～16時

○開催場所：平城宮跡歴史公園朱雀門ひろば等（以下、「ひろば等」という。）

○参考来場者数：21,367人（令和元年度の平城宮跡歴史公園での2日間の来場者実績）

#### (3) 業務の内容

- ①会場運営
- ②会場利用計画、実施計画、マニュアル等の作成
- ③大立山に係る企画運営
- ④各実施コンテンツの運営
- ⑤会場設営
- ⑥運営スタッフの手配
- ⑦警備、交通誘導の実施
- ⑧衛生管理
- ⑨来場者アンケートの実施、来場者数のカウント、データの取りまとめ
- ⑩イベント実施写真の撮影
- ⑪広報活動

詳細は「令和5年度冬季誘客イベント「大立山まつり」開催支援業務委託仕様書（以下

「仕様書」という。)」に記載のとおり。

- (4) 委託上限金額  
51,000千円以内(消費税及び地方消費税(税率10%)を含む)
- (5) 委託期間  
契約締結の日から令和6年3月8日(金)まで
- (6) 企画提案書等の作成等に要する経費  
企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

### 3. 手続き等

- (1) 事務局(書類の提出先及び問合せ先)  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
(奈良県 観光局ならの観光力向上課内)  
奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会事務局(以下「事務局」という。)  
電話番号 0742-27-8974  
FAX 番号 0742-27-1065
- (2) 委託業務仕様書の配布
  - 配布期間 令和5年9月1日(金)まで
  - 配布場所・方法 事務局(奈良県ならの観光力向上課内)で交付または奈良県観光局ならの観光力向上課ホームページから入手
- (3) 参加表明書の提出
  - 提出期限 令和5年9月1日(金)15時まで【必着】
  - 提出先 3(1)に示す事務局
  - 提出物 ①参加表明書(様式1-1または1-2) 1部  
ただし、共同企業体の場合は、業務の履行方式\*に応じた「特定委託業務共同企業体協定書(参考様式1-1若しくは1-2)」を参加表明書とともに提出すること。
    - \*「分担履行型」(参考様式1-1)  
1つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する方式。
    - \*「共同履行型」(参考様式1-2)  
1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式。
  - ②事業者概要書(様式2) 1部
  - ③同種又は類似業務受注実績(様式3) 1部
    - ※同種業務:国又は地方公共団体(協議会等を含む)が主催する文化芸術に関するイベントの開催業務
    - ※類似業務:国又は地方公共団体(協議会等を含む)が主催する文化芸術以外に関するイベントの開催業務
    - ※平成30年4月1日から令和5年3月31日までに受託し、履行した実績で、

開催期間 2 日間程度のイベント業務（受託金額が 1 契約 50,000 千円程度）の契約書の写しを必ず添付すること。

○提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。

(4) 企画提案書等の提出

○提出期限 令和 5 年 9 月 8 日（金） 15 時まで【必着】

○提出先 3（1）に示す事務局

○提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は書留郵便に限る。また、発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。

○提出物 企画提案書 8 部

※企画提案書に提案者を判別できるような用紙の使用や記載は行わないこと。ただし、1 部のみは、企画提案書の余白部分に提案者名を記載すること。なお、A3 用紙を片面印刷で使用し、20 枚以内とする。

(5) 企画提案書記載事項

○企画提案書には次の事を記載すること。なお、令和 5 年度奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」事業計画の内容を理解したうえで作成すること。令和 5 年度奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」事業計画については奈良県観光局ならの観光力向上課ホームページ参照のこと。

企画提案事項は本業務において受託者が実行するものであり、別途経費が発生するものや実現に別途調整が必要なものについては、その旨明記すること。

① 実施方針

「まつり」の趣旨・目的を踏まえ、これに沿って業務を推進するための考え方を実施方針として記載すること。

② 業務推進体制

イベントの実施スケジュール、体制について提案を行うこと。

1) 実施スケジュールの提案

・実施スケジュールを簡潔に記載すること。

2) 受託した場合の実施体制図

・責任者を明確にすること。

・再委託業者がある場合は、その事業者を体制図に盛り込むこと。

・受託事業者と実行委員会など関係者の役割を明確にすること。

③ 会場利用方針

会場特性を踏まえた現実的、かつ来場者の満足度と利便性に配慮した会場利用の方法を提案すること。

1) 会場全体の利用計画（位置図）

・平城宮跡歴史公園朱雀門ひろばをメイン会場とした一体的な利用計画を提案すること。

2) 会場レイアウト

・地域のあたたかい食及び特産品の販売ブース、大立山に係る企画、立山等展示ブース、伝統行催事等披露ステージ、総合案内所、救護所、ごみ集積所テント、飲食スペース、ステージ関係（出演者控室、音響設備等）、実行委員会本部・運営本部等の設置について、来場者導線、搬入及び搬出を

考慮した上で、提案すること。一部のブース・休憩場所等については、ひろば等の特性を活かして、各施設の活用について提案すること。

※ひろば等の活用にあたり、管理者との協議等が必要である場合は、その旨記載すること。

・会場内で発生するゴミ処理等の衛生管理対策について提案すること。

(残飯処理、食器・調理器具の洗浄等)

・会場付近に関係者用車両も含めた駐車場の配置計画について提案すること。(関係者用：乗用車：最大150台/日程度、VIP、おもいやり：20台/日程度)

※ひろば等の活用にあたり、管理者との協議等が必要である場合は、その旨記載すること。

・スタッフの配置、警備員、交通誘導員の配置について提案すること。

#### ④ 大立山に係る企画運営

大立山に係る企画について、仕様書を踏まえて以下の事項を提案すること。

##### 1) 大立山に係る企画の提案

・大立山に関する企画を提案すること。但し、開催場所において運営するものとし、大立山4体の開催場所での設置は必須ではないこと。

・大立山の移送を行う場合は、保管場所・会場特性を踏まえて、「搬入」、「設置」、「組立」の方針を明記し、その方針に沿った実施内容の提案を記載すること。

・来場者の安全対策、天候不順への対策などイベント時に想定される事項への対応について提案すること。

#### ⑤ イベントの盛り上げ

以下の各コンテンツの盛り上げ手法について提案すること。

1) 販売を伴うブースにおける出店料等の徴収について、出店料等の額や算出理由等を提案すること。

2) 県内各地域(橿原市、御所市、広陵町)の立山を展示し、立山の歴史や謂われなどを分かりやすく解説した演出を提案すること。

3) 伝統行催事の披露は、県内の伝統行催事の披露とし、来場者が実際の地域での伝統行催事を見に行きたいと思わせるような企画を提案すること。また、伝統行催事の品位を下げるような内容とならないよう注意すること。

4) 県内各地域の歴史・文化等の魅力を発信する企画は、歴史や文化等に関連した、奈良について楽しみ、学べる体験型、参加型、展示等の企画を提案すること。

実施内容については、以下の2つのテーマに沿った内容を取り上げることを必須とし、少なくとも2つ以上の企画を提案すること。

・世界遺産に登録、または登録を目指す奈良の文化遺産に関連した企画。

・2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に関連した企画。

5) 地元住民や観光客を対象とした参加型の演出を提案すること。

#### ⑥ 会場設営

会場設営について、仕様書を踏まえて以下の事項を提案すること。

##### 1) 設置備品の規格や数量等の提案

・設置備品の具体的な候補(規格や材質等)と数量を提案すること。

##### 2) 会場設営に関する提案

- ・まつり開催中の会場設営及び維持管理に関する方針や人員配置等について提案すること。
  - ・天候不順や不測の事態等によるレイアウト変更や設営備品の追加・変更について柔軟に対応できる人員体制と対応可能範囲を提案すること。
- ⑦ 来場者の安全対策や利便性・防寒対策、案内看板の設置、近隣住民等への配慮  
以下の項目について提案すること。
- 1) 来場者の安全対策に関する提案
    - ・設置備品等の選定、運営人員配置等にあたり、来場者の安全対策について考慮した内容を明記すること。
  - 2) 来場者の利便性・防寒対策に関する提案
    - ・来場者の利便性や防寒対策について考慮した内容を明記すること。とりわけ冬季特有の会場の寒さを考慮して、来場者の防寒対策また雨天対策について、具体的に記載すること。
  - 3) 案内看板の設置に関する提案
    - ・会場内外の誘導案内看板、注意看板等について、効果的な設置場所、数量、仕様等を提案すること。
  - 4) 近隣住民等への配慮検討に関する提案
    - ・地域住民への効果的なイベント周知方法について提案すること。
    - ・会場特性（最寄り駅からの距離、バスや会場駐車場の運用、住家の近接性等）を踏まえて、近隣住民等への配慮方針（特に音響対策および迷惑駐車対策）を明記し、その方針に沿った実施内容の提案を記載すること。
- ⑧ 広報活動  
広報について、仕様書を踏まえて以下の事項を提案すること。
- 1) 都市圏でのイベントについて、その手法、実施内容について提案すること。
  - 2) 広報チラシ等（ポスター、パンフレット）の作成について、昨年度の実績を参考とし、効果的な広報について提案すること。
  - 3) SNSの活用について、若者の来場を促すような手法、実施内容について提案すること。
  - 4) まつりの事前や事後においても伝統行催事や地場産品をPRし、県内各地への誘客につなげる広報について提案すること。
  - 5) 県南部東部への広報戦略について提案すること。
- ⑨ 概算事業費  
提案イベントを項目ごとに記載し、全体経費を積算、計上すること。
- ⑩ 業務実績  
平成30年4月1日から令和5年3月31日までに受託し、履行した同種または類似業務実績について記載すること。

## (6) 図書の閲覧

○開催日時 令和5年8月18日（金） 15時から  
令和5年9月1日（金） 15時まで

○開催場所 3（1）に示す事務局

○内 容 「奈良 大立山まつり」四天王大立山（山車）制作竣工図

※閲覧を希望する場合は、事務局と事前調整を行うこと。

#### (7) 質問の受付

質問の受付は次のとおりとする。

- 受付期間 令和5年8月18日（金）から令和5年9月1日（金）15時まで
- 受付方法 ファクシミリに限る。質問のある場合は、質問票（様式4）に質問事項を記載の上、送信すること。  
※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。  
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- 提出先 3（1）に示す事務局
- 回答方法 事務局（奈良県観光局ならの観光力向上課内）のホームページに公表する。個別には回答しないものとする。※質問者名は掲載しない。

#### 4. 受託者の特定

##### (1) 企画提案書等の評価

- ① 企画提案書等の評価は、令和5年度「大立山まつり」開催支援業務受託者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において審査を行う。各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い提案者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。ただし、各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は契約の相手方として特定しない。
- ② ①の総得点が同点の場合、各委員の評価で1位が多い者を契約の相手方として特定する。
- ③ ②の1位評価が同数の場合は、見積価格の低い者を契約の相手方として特定する。
- ④ ③の見積価格が同額の場合は、委員長が高い評価をした者を契約の相手方として特定する。
- ⑤ ④が同評価の場合は、くじ引きにより契約の相手方を特定する。
- ⑥ 提案者が1者の場合は、全ての評価項目において各委員の合計得点が6割以上で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。
- ⑦ 提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション審査を実施する。ヒアリングは、令和5年9月14日（木）に行う予定。時間等の詳細は、後日対象者に通知する。
- ⑧ 選考結果は、企画提案書等を提出した提案者に対して書面で通知する。

##### (2) 評価項目等

- ①実施方針・業務推進体制（10%）
  - 1) 業務目的、趣旨の理解度
  - 2) 実施手順・実施スケジュールの妥当性
  - 3) 受託実績・実施体制の充実度、妥当性
- ②会場利用方針（10%）
  - 1) 会場レイアウトの妥当性
  - 2) 会場設営及び会場内の施設活用の妥当性、充実度
- ③イベント（各コンテンツ）の盛り上げ（30%）
  - 1) 企画演出内容の充実度、誘客性、話題性
  - 2) 大立山の活用方針の妥当性・充実度
  - 3) 来場者の参加可能性

④来場者の安全対策や利便性・防寒対策、案内看板の設置、近隣住民等への配慮  
(20%)

- 1) 安全対策の妥当性、充実度
- 2) 利便性・防寒対策の妥当性、充実度
- 3) 案内看板の設置の妥当性、充実度
- 4) 近隣住民等への配慮の妥当性、充実度

⑤広報活動(20%)

- 1) 実施内容の充実度
- 2) まつりへの誘客性、話題性

⑥概算事業費(10%)

※概算事業費において、委託上限額として示している金額を超えている場合については特定しない。

### (3) 契約について

- ①プレゼンテーション審査により特定された者と協議を行い、最終仕様を決定し契約を締結することになるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合は、プレゼンテーション審査で次点の者と契約締結の協議を行う。
- ②参加表明書、企画提案書等その他に虚偽の記載をした場合は、本業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後に判明した場合には、契約を解除することがある。
- ③契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところに準ずる。
- ④第三者に対し、委託業務の全部又は一部を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ実行委員会承認を得たときは、この限りではない。
- ⑤特定された者が契約の締結までに次のいずれかに該当すると認められるときは、特定された者と契約を締結しないものとする。  
また契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
  - 1) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - 2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
  - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約

等」という。)に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記6)に該当する場合を除く。)において、奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会が奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 5. その他

- (1) 採択された提案は、契約の相手方を特定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後、改めて実行委員会事務局等との協議のもと、業務にあたるものとする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。  
なお、提出された企画提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複写を行う場合がある。
- (4) 選考結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること並びに県民等からの情報公開請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合があることに留意すること。
- (5) 選考結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 募集及び契約については、実行委員会の都合により中止することがある。
- (7) 本業務の詳細事項及び進め方等については、実行委員会の指示に従うこと。
- (8) 履行期間中において、本業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

以 上